

学校法人大阪学院大学
大阪学院大学短期大学部
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

大阪学院大学短期大学部の概要

設置者 学校法人 大阪学院大学
理事長 白井 元康
学 長 白井 元康
A L O 後藤 晃範
開設年月日 昭和 37 年 4 月 1 日
所在地 大阪府吹田市岸部南 2-37-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
経営実務科		50
	合計	50

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

大阪学院大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年7月11日付で大阪学院大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神及びその具現化に向けて掲げる教育理念は、併設大学と一体の形で確立し明確であり、ウェブサイト等により学内外に表明している。入学時のオリエンテーションにおいて、建学の精神や三つの方針等の説明を行うとともに、これらの理解度の確認を行っている。

地域・社会に向けて、併設大学と一体的な取組みを行うとともに、地方公共団体・企業等との連携協定も多く締結し、社会連携・社会貢献に努めている。

建学の精神及び「短期大学部の使命」に基づき、学科の教育目的・目標が確立している。また、学科の学習成果は、併設大学と共通の「全学的な学習成果」とあわせて、教育目的・目標に基づき定められている。学習成果の到達状況の確認は「成長実感調査」などを用い、学習成果の点検は毎年実施する自己点検・評価のプロセスを通じて行われている。建学の精神、教育目的・目標に基づき、三つの方針がそれぞれ関連づけられて、一体的に定められている。

併設大学と一体で規程及び委員会を整備し、自己点検・評価の実施体制を確立しており、全学的なPDCAサイクルとして「学修PDCA」、「実学PDCA」の仕組みを構築し、教育の質保証に努めている。

卒業認定・学位授与の方針は、教育目標に基づき、実社会での基礎的な能力を「養成する能力」として明示し、教育課程編成・実施の方針はそれらの「養成する能力」が獲得できるように策定されている。その獲得を目標とした教育課程が短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されており、教養教育と専門教育との関連がカリキュラムツリーで示されている。学習成果の達成状況は、修得しておくべき能力を9観点に分類し、それぞれ5段階で表記した「DPルーブリック」のほか、「授業評価アンケート」、GPAの分布、卒業率、就職状況などにより測定・評価している。

施設設備は併設大学との共用のほか、短期大学生のみが利用できる「コミュニティ・ラウンジ」を設置し、学生がくつろげる居場所づくりに配慮している。学生生活をサポートするモバイルキャンパスサポート(OGUS)、ヘルプデスクにおける学生からの問い合わせ

への対応、「IT センター」でのコンピュータ利用の促進など、学生の学習成果の獲得支援を行っている。また、基礎学力の向上が望まれる学生には、「学習支援室」でのサポートが用意されている。進路支援として、エクステンションセンターなどにおいて多様な資格取得の支援を行っている。

教員組織は短期大学設置基準を満たしており、教員の採用・昇任は「求める教員像および教員組織の編制方針」等に基づき、適切になされている。教員は教育課程編成・実施の方針に基づき研究活動を行い、学内外の学会に所属して、研究成果を発表する機会を確保している。FD 活動について、教育開発支援センターが全学的な FD に関する企画・調査を担っており、「FD・SD 講演会」等を実施するなど、教育力向上や意識改革を促進している。事務組織は併設大学と一体的に運営しており、各部署の事務職員が連携して、学生の学習成果の獲得に向け取り組んでいる。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室や演習室等を用意し、図書館も十分な蔵書と座席数を確保し、学生の自主的な学習の取組みを支える施設となっている。施設設備、物品等は規程に基づき適切に維持管理しており、火災・地震等の災害対策として、学生及び教職員が参加する避難訓練を定期的に行っている。

教員対象の技術サービスや専門的な支援のため、専門スタッフが常駐するヘルプデスク「DSS (Digital Support Service)」を設けている。学生の学習支援のために必要な学内の教育研究系ネットワーク「OGUNET」を整備しており、双方向教育支援システム「OGU-Caddie」を活用して、学外からのアクセスが可能な学習環境を整備するなど、効果的に教育を行っている。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。

理事長は学長を兼任し、学内の全ての事項・状況に精通しており、建学の精神及び教育理念の下、リーダーシップを発揮し、学習環境の改善・充実を図り、学校法人全体の発展に寄与している。

学長は、教学運営の最高責任者として最終的な判断を行い、その運営の職務遂行に努めている。また、学長の諮問機関である短期大学部協議会が大学協議会と合同で開催され、内部質保証に責任を負う組織としても位置付けられている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、定められた期限内に理事会及び評議員会へ提出している。評議員会は、理事定数の 2 倍を超える数の評議員で組織し、法令及び寄附行為に従い理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。教育情報及び学校法人の情報はウェブサイトを駆使して、積極的に公表・公開しており、説明責任を果たしている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個

性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 建学の精神、教育目的・目標、三つの方針等について、入学時に学生・保護者へ説明するとともに、オリエンテーション時に学生の理解度の確認を行い、その結果である「教育方針に関するアンケート集計結果」を教職員が共有することで、入学後の授業への反映や次年度に向けた取組みに生かす試みを行っている。

[テーマ B 教育の効果]

- 学生が学習成果を確認できるよう、その達成状況を可視化することができる「DP ルーブリック」や「汎用的能力アンケート」が「成長実感調査」として実施されている。「DP ルーブリック」を用いて、入学時と卒業時に学生が自己評価し、2年間で到達すべき学習成果を確認するとともに、卒業認定・学位授与の方針及び学習成果の達成状況も確認することができるようになっている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 教員が各学生の成績評価を記した「成績評価報告書」を提出し、教員自身の評価基準の改善に結び付けるとともに、学内に加えて地方でも実施する「教育懇談会」において、この報告書を基に保護者などへ評価の理由を説明している。成績や出席が思わしくない学生や、見守りが必要な学生の懇談会への参加を促し、三者面談等を通じた丁寧な指導を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 災害時に備えた独自の「緊急地震速報システム」を整備しており、自衛消防隊組織が中心となって各種訓練を実施している。大規模災害が発生した場合に地域住民の一時滞在場所としての役割を担っており、災害備蓄品を常備している。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマD 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神及びその具現化に向けて掲げる教育理念は、併設大学と一体の形で確立し明確である。また、建学の精神及び教育理念は、各種媒体に掲載することで学内外に表明され、教職員はもとより、学生及び保護者にも周知されている。入学時のオリエンテーションでは、配布資料に基づき建学の精神や三つの方針等の説明を行うほか、その説明の後にこれらの理解度の確認を行うように努めている。

地域・社会に向けて、教育研究の成果を還元する公開講座やボランティア活動など、併設大学と一体的な取組みを行うとともに、地元を中心とした地方公共団体・企業等との連携協定も多く締結し、社会連携・社会貢献に努めている。

建学の精神及び学則の「短期大学部の使命」に基づき、学科の教育目的・目標が確立している。学習成果は、併設大学と共通する「全学的な学習成果」とあわせて、学科の学習成果が定められている。学習成果の到達状況の確認は「学生の自己評価による学習成果の測定（「成長実感調査」）」や「教員の成績評価による学習成果の測定」などを用い、学習成果の点検は毎年実施する自己点検・評価のプロセスを通じて行われている。

建学の精神、教育目的・目標に基づき、三つの方針がそれぞれ関連づけられて一体的に定められている。三つの方針を指針として、年度ごとに「教育課程の編成に係る全学的方針」を策定し、教育活動に生かすように努めている。三つの方針の策定や改定に際しては、組織的議論を重ねて進められている。

併設大学と一体で規程及び委員会を整備し、自己点検・評価の実施体制を確立している。自己点検・評価報告書を定期的に作成・公表するとともに、自己点検・評価報告書であげた改善計画の進捗状況に関する「自己点検・評価に係る【改善計画】進捗状況表」も定期的に作成・公表している。学生が学習成果を確認できるよう、その達成状況を可視化することができる「DP ルーブリック」や「汎用的能力アンケート」が「成長実感調査」として実施されている。

学習成果の査定としては、教授会やFD推進部会において様々な成果を用いて行っている。併設大学と一体で、全学的なPDCAサイクルとして、主に在学生への調査を用いる「学修PDCA」と、卒業生及び進路先への調査を用いる「実学PDCA」の仕組みを構築しており、広い視野からのサイクル化によるダブルチェックの仕組みを構築している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は学科の教育目標に合わせ、実務的な能力だけでなく、広く国際的に活躍することも想定した、実社会で責任をもって行動する基礎的な能力の養成を示している。卒業認定・学位授与の方針の「養成する能力」が獲得できるように、教育課程編成・実施の方針が策定されている。教育課程は大きく5つの項目で体系的に構成されている。教養教育と専門教育との関連がカリキュラムツリーで示され、カリキュラムマップでは9観点の学習成果と科目との関連が示されている。建学の精神における職業人教育をその柱とし、ビジネスの現場で即戦力として活躍できる人材の育成を目的に取り組み、必修科目の「インターンシップ」を中心として、科目間連携をとって一貫した職業教育を実施している。

入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、多様な入学者選抜制度を設けるとともに、選抜方法ごとの選考基準を設定し公正かつ適正に実施している。

学習成果の達成状況については学生が入学時と卒業時に行う「DP ルーブリック」を活用している。「DP ルーブリック」は修得しておくべき能力を9観点到分類し、それぞれ5段階で具体的に表記するようになっており、学生は自分の達成状況を可視化した「レーダーチャート」で確認できるようにしている。また、学習成果の達成状況は、「授業評価アンケート」、GPA 分布や卒業率、インターンシップの状況などにより測定・評価しており、GPA の分布、卒業時満足度調査の結果、就職状況などの学習成果をウェブサイトで公開している。

教員が各学生の成績評価を記した「成績評価報告書」を提出し、教員自身の評価基準の改善に結び付けるとともに、学内に加えて地方でも実施する「教育懇談会」において、この報告書を基に保護者などへ評価の理由を説明している。

施設設備は併設大学との共用のほか、学内には短期大学生のみが利用できる「コミュニティ・ラウンジ」を設置し、授業の予習、復習のための利用のほか学生がくつろげる居場所づくりに配慮している。学生生活をサポートするモバイルキャンパスサポート(OGUS)や学生用ウェブサイト(WEB PATHOS)の開設、また、「OGUNET ヘルプデスク」における学生からのパソコン利用方法の問い合わせへの対応、「IT センター」でのコンピュータ利用の促進など、学生の学習成果の獲得支援を行っている。

入学前教育や、在学生在が主導する「入学予定者の集い」を実施し、さらには特設サイト「PHOENIX PLAZA」などで入学手続者に必要な情報を提供することで、短期大学教育への円滑な導入がなされている。入学後には全員に基礎学力チェックを行い、基礎学力の向上が望まれる学生に、「学習支援室」でのサポートが用意されている。経済的支援には「白井奨学生制度」ほか独自の奨学金制度を設けており、学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

「進路支援に関する方針」に従って進路支援の組織を整備し、キャリアチューター制度やキャリアサポート制度などの多様な就職支援を行いつつ、進学は教務課が、留学は国際センターが窓口になって進路支援を行っている。全国大学実務教育協会認定資格や、エクステンションセンター及びMELOP(マルチメディア施設)での資格取得の支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づき編制されている。教員の採用・昇任は、「求める教員像および教員組織の編制方針」及び諸規程に基づき適切になされている。

専任教員は教育課程編成・実施の方針の下に研究活動を行っており、それぞれの専門領域に関わる学内外の学会等で研究成果を発表する機会を確保している。研究活動における不正防止及び研究倫理の遵守に関する取組みとして、それぞれ委員会を設置し、関連規程を学内に周知している。

FD 活動について、教育開発支援センターが全学的な FD に関する企画・調査を担い、「FD・SD 講演会」等を実施するなど、教育力向上や意識改革を促進している。また、学科の特性に応じた FD 活動は「FD 推進部会」が企画・調査・実施及び評価を行い、授業・教育方法の改善につなげている。

事務組織は併設大学と一体的に運営しており、責任体制は明確である。「事務職員の定期的到達度測定」を半年ごとに実施し、能力や適性を発揮できる環境を整えており、事務関係諸規程を整備している。「SD 計画基本構想」において求める職員像を明確にして、SD 活動として各種研修を実施しており、各部署の事務職員が連携して、学生の学習成果の獲得に向けて取り組んでいる。

教職員の就業について関連諸規程を整備し、人事・労務管理は庶務課が法人事務局と連携を取りつつ対応している。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準の規定を充足しており、スポーツ関連施設等を整備している。教育課程編成・実施の方針に基づき、講義教室、ゼミナール演習室、パソコン実習室、ビジネス実務演習室等を整備している。図書館も適切な面積を有しており、十分な蔵書と座席数を確保している。

固定資産管理等の諸規程を整備しており、施設設備、物品等を適切に維持管理している。コンピュータシステムのセキュリティ対策も講じている。火災・地震等の災害対策として、学生及び教職員が参加する避難訓練を定期的に行っており、独自の「緊急地震速報システム」を整備し、大規模災害が発生した場合に地域住民の一時滞在場所としての役割を担い、災害備蓄品を常備している。

教員対象の技術サービスや専門的な支援のため、デジタルサポートの専門スタッフが常駐するヘルプデスク「DSS (Digital Support Service)」を設けている。また、学生の学習支援のために必要な学内の教育研究系ネットワーク (OGUNET) を整備しており、教育支援システム (LMS) 「OGU- Caddie」を活用して、学習管理や学外からのアクセスが可能な学習環境を整備するなど、効果的に教育を行っている。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は学長を兼任し、学内の全ての事項・状況に精通しており、建学の精神、教育理念、「短期大学部の使命」の下、教育内容にとどまらず教育施設設備の状況等にも常に目を配り、リーダーシップを発揮して、学習環境の改善・充実を図るとともに、寄附行為に基づき理事会を適切に運営している。

理事は法令及び寄附行為に基づき適切に構成されており、建学の精神を理解し、教育に関する諸情報が共有されている。

学長は、教学運営の最高責任者として最終的な判断を行い、その運営の職務遂行に努めている。教授会は学則及び教授会規程に基づき教育研究上の審議機関として運営され、教育課程の諸問題を共有して議論を重ねているものの、学則と教授会の構成員に関する定めが異なっているため、適切に整備されたい。また、衛生委員会は、規程に基づく回数が開催されていないため、適切な運用が望まれる。

また、学長の諮問機関として、短期大学部協議会が大学協議会と合同で開催されており、さらに、教学に関する事項を全学的立場から協議し各学部間の連絡調整を図るため、学部長会議を設置している。学部長会議の下には、内部質保証システムの一部として、併設大学と合同で、教務部委員会・学生部委員会・キャリアセンター委員会・入試実行委員会・図書委員会・国際センター会議等が位置付けられている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、理事会及び評議員会に出席し必要に応じて意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、私立学校法に準拠し、理事定数の 2 倍を超える数の評議員で組織しており、理事長を含め役員の諮問機関として、適切に運営されている。

学校教育法施行規則に基づき、教育研究上の基礎的な情報や修学上の情報、自己点検・評価報告書等の、教育の質保証に関する情報を、また、私立学校法に基づき、財務情報を含む学校法人の情報を、ウェブサイトを駆使して、積極的に公表・公開しており、説明責任を果たしている。